

秋田県条例第十六号

秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県調理師免許等手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。